

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淳風会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、顧問、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (常勤役員の定義)

第2条 常勤役員とは、リモートワークも含め、原則定期的に週4日以上勤務し、常時、この法人の業務に従事する役員とする。但し、法人の代表者については、指揮命令系統の観点から定期的な出勤をもって法人の業務に従事したと限定するものではないものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、第4条の算定方法に基づいて報酬等を支給する。

### (報酬等の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 当法人の全理事の報酬総額は、年間35,000,000円以内とする。

3 当法人の全監事の報酬総額は、年間238,000円以内とする。

4 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表1に定める額

(2)常勤役員が職務のため出張をしたときは、別表4に定める額の交通費、日当、宿泊料を支給する。

5 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表5に定める額

(2)非常勤役員が職務のため出張をしたときは、別表6に定める額の交通費、日当宿泊料を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める

時期とする。

(1)報酬については、当月1日～当月末日をもって締め切り、翌月25日に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払う。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十五条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 現行の役員費用弁償規程を2002年6月1日施行。

第1次改定 2006年3月25日

第2次改定 2008年3月24日

第3次改定 2013年3月22日

第4次改定 2016年11月25日

現行の役員報酬規程を2008年4月1日に施行。

上記、両規程を統合し本規程とする。

本規程は2017年3月24日より施行する。

第1次改定 2020年3月19日（実施 2020年3月19日）

第2次改定 2021年2月19日（実施 2021年4月1日）

第3次改定 2024年6月14日（実施 2024年6月14日）

第4次改定 2024年11月22日（実施 2024年12月1日）

第5次改訂 2026年3月19日（実施 2026年4月1日）

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円を上限とする額
業務執行理事	月額 800,000 円を上限とする額

別表2（常勤役員等の旅費）

交通費	日当	宿泊料
実費	4,000 円	12,000 円

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

(4) 顧問

	報酬の額
理事会等会議への出席	無報酬
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	無報酬

(5) 評議員選任・解任委員

	報酬の額
評議員選任・解任委員会への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

別表 4 (非常勤役員等の旅費)

(1) 評議員

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円

(2) 理事

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円

(3) 監事

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円

(4) 顧問

交通費	日当	宿泊料
実費	無報酬	無報酬

(5) 評議員選任・解任委員

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円